

水俣市病院事業公告第3号

国保水俣市立総合医療センター食器洗浄配膳派遣業務について、次のとおり一般競争入札を執行するので、水俣市病院事業の契約に関する規程第13条の規定に基づき公告します。

令和8年6月3日

水俣市病院事業管理者 坂本 不出夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 食器洗浄配膳派遣業務
- (2) 履行場所 熊本県水俣市天神町1丁目2番1号
国保水俣市立総合医療センター
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
- (4) 入札方式 一般競争入札

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

代表者及び団体(法人等含む)の役員等が次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 過去において営業停止又は指名停止、その他行政処分を受けたことがある者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号の規定により入札参加の制限を受けている者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 税金その他公金を滞納している者
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団またはそれらの利益となる活動を行うもの若しくは不当行為防止法に関する法律第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与を行っている法人等
- (9) (8)に掲げる者から委託を受けた者

3 業務に関する条件

国保水俣市立総合医療センター食器洗浄配膳派遣業務仕様書のとおり

4 提出書類

(1) 入札参加申込書（様式1）

入札に参加する場合は、上記2を熟読のうえ、下記の書類を提出すること。

- ①会社概要
- ②会社案内（パンフレット等作成している場合のみ）
- ③法人登録簿の謄本（提出前3カ月以内発行のもの）
- ④納税証明書
- ⑤誓約書（様式2）

(2) 入札書

派遣職員の給与、法定福利費、一般管理費等を含む派遣時間単価及び特記事項がある場合はその旨を記載したものを提出すること。（様式は指定しない。）

5 提出先

〒867-0041 熊本県水俣市天神町1丁目2番1号
国保水俣市立総合医療センター
総務課総務係
TEL0966-63-2101（内線581）

6 提出期限

4（1）及び（2）共に、郵送又は持参により下記日時までに提出すること。
令和8年6月17日（水）正午まで

7 開札の日時・場所

日時 令和8年6月17日（水）14時
場所 〒867-0041 熊本県水俣市天神町1丁目2番1号
国保水俣市立総合医療センター
総務課総務係

以上